

新国会へ患者・院長署名の前進を

9月理事会で運動対策を決定

7月の参議院選挙で自民・公明の与党が過半数割れし、国政や各党の政策に大きな変化が生まれている中で開いた協会の第6回理事会は8日、

来年度予算編成に向けて社会保障費削減を撤回させ、診療報酬引き上げと患者負担を軽減するため5万筆の患者署名と開業医会員比5割の院長署名を集めることを決めた。

患者署名「保険でよい歯科医療の実現を求める請願署名」は6月から開始、86院所から3096筆が寄せられており、参議院選挙後の8月9日には2000筆を桜井充(民主・山下よしき・共産)両参議院議員を通して国会に提出した。目標にはまだ遠いが理事が運動の先頭に立って署名を集め、9月13日・27日、10月18日・11月22日に予定する国会行動の際に地元議員を通して提出する。

9月からは院長署名も始める。昨年夏から秋に取り組んだ「保険で良質、安全な歯科医療を」を求める院長署名は開業医会員比で6割を超える協

力があり、レセプト記載簡素化などを勝ちとってきた。これから取り組む院長署名(1面参照)は、11月下旬に行われる財務省の来年度予算原案の内示、政府予算案の決定まで、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、中協協会長に診療報酬引き上げなどを要請する。地元選出の国会議員には患者署名提出の際に合わせて持ち込む。

政府は国民の意思に反して社会保障費の伸びを2200億円削減する計画で、来年の診療報酬改定も再診料の引き下げ等の厳しい内容が予想される。理事会では、参議院選挙の結果、「参議院では『診療報酬総枠拡大』が多数派」になっていることに確信をもって、署名運動など国民と共同した運動を進めることが重要だとの情勢討議があった。

10月28日には東京・砂防会館で800人規模の「歯科医療危機突破大集会」、11月17日には大阪・御堂会館で1000人規模の「守ろういのちをくらし・近畿総決起集会」など計画されており、

野田氏を推薦

談合容疑で逮捕、辞任した枚方市長の後任を選ぶ市長選挙が23日、投票される。協会北河内地区(有地正地区責任者)は、「脱・談合」「福祉の枚方」を再建するため「清潔で民主的な革新市政を

つくる会」が擁立した候補者・野田隆治氏と①清潔な市政をつくり「福祉の枚方」を復活させる②国の医療制度改善に反対する③医療費助成制度を拡充する④歯科健診を拡充するなどの政策協定を結び、推薦を決めた。地区からの報告を理事会として承認した。



野田隆治氏(枚方市長選挙候補者プロフィール)

- ・1966年〜2001年まで大阪府職員
- ・現在枚方市社会保険推進協議会事務局長、おおさか市民ネットワーク副代表、市民オンブズマンらからた世話人、などで活動中。

調査研究

税務調査対策の基本解説

理由確認し不明点は即答しない

経税部

経税部は、「どんなにいい税務署！税務調査の理論と実務」をテーマに8月25日、「税務調査研究会」を開催した。

講師の佐飛淳一氏(協会税理士団)は、税務調査の流れを追いながら、

その都度求められる納税者としての姿勢について語り、「今後、経験不足の職員が増え、納税者の権利を無視した強圧的・強権的な調査がされるだろう。その場合でも、納税者として主張すべき」とはきちんと主張することが税務調査対策の基本」と強調した。

国税庁は、この数年の税務調査件数の減少をくい止めるべく、改めて「調査」部門を重要な業務と位置づけ、納税者サービスを内部事務を一元管理するとともに、調査部門に職員を多数配置する組織変更をすすめている。

これまで部門ごと(所得税、法人税等)に分かれていた管内組織を一元化し、調査の合理化を図っている状況にある。

協会・保連が提唱している「税務調査対応の心得10のポイント」をもとに具体的に解説した。「医療機関での調査はあくまで『任意調査』であり、納税者には協力義務はあるが調査官の言うがままになることはない」。具体的には、①対面する場所を決めておく②調査理由、身分証明証の確認と③④調査年度を確認し、進行年度の調査は断る⑤帳簿資料の持ち帰りやコピーは断る⑥不明な点は即答せず後日回答する、など毅然とした対応が調査を早く終了させることにつながる」と述べた。



税務調査の傾向について話す佐飛氏(奥・右) = 8月25日、保険医会館

雇用 Q&A

堀口正二氏(協会顧問社労士)

労働者からの退職の申し出は、いつまでいい?

先日、当院のある正規職員が突然退職を申し出てきました。

当院の就業規則に退職の申し出には、「退職日の1カ月前までに院長に届け出る」と規定しています。職員に就業規則を示し、「業務の引き継ぎが完了するまで退職は認めない」と話したところ、

職員からの退職申し出の期限

民法により原則は2週間前まで

「退職の申し出は2週間前まで」

「よければ」と言っている

職員の主張どおり、2週間後の退職を認めなければならぬのでしようか。

A原則として、民法の告知期間を過ぎると退職となる

民法に、期間の定めのない雇用契約における解約の申し入れについて、「各当事者は、いつでも解約の申し入れをすることができる。この場合において、雇用は、解約の申し入れ日から2週間を経過することによって終了する」。また、「期間に



よって報酬を定めた場合には、解約の申し入れは、次期以後について行うことができる。ただし、その申し入れは、当期の前半にしなければならぬ」と規定されています。

民法の規定は一般的に任意法規と解されているので、就業規則等(特約)により民法の規定と異なる定めがある場合は、その定めが優先されます。6カ月前の予告を必要とする就業規則の規定はともかく、30日程度前の退職申し出を必要とする就業規則の規定をそれだけで直ちに無効だといえませんが、退職の申し出から退職日までの期間が長い場合には、労働者の退職の自由が過度に制限されることとなり、民法の「公序良俗」に反するとして無効とされる場合があります。

したがって、職員からの退職の申し入れは原則として2週間前まで、完全給付などの場合は、退職する月の前月(賃金計算期間が月をまたいでいるときは、退職する賃金計算期間の直前の期間)の前半までに退職の

法の規定により、30日前に解雇の予告をしなければなりません(または30日前の予告ができない場合は解雇予告手当の支払が必要となります)。貴医院では、就業規則に職員からの退職の申し出は、「退職日の1カ月前

前までに院長に届け出る」と規定していることについて、民法の規定は一般的に任意法規と解されているので、就業規則等(特約)により民法の規定と異なる定めがある場合は、その定めが優先されます。6カ月前の予告を必要とする就業規則の規定はともかく、30日程度前の退職申し出を必要とする就業規則の規定をそれだけで直ちに無効だといえませんが、退職の申し出から退職日までの期間が長い場合には、労働者の退職の自由が過度に制限されることとなり、民法の「公序良俗」に反するとして無効とされる場合があります。

最後に、経税部から「協会では相談体制を整えているので、税務調査の連絡があれば慌てずに一報いただきたい」と呼びかけた。

求人

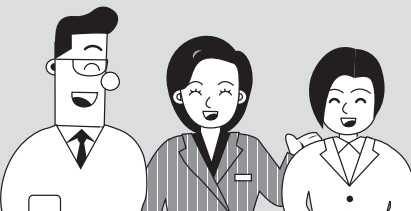


ハーモニックにおまかせ下さい

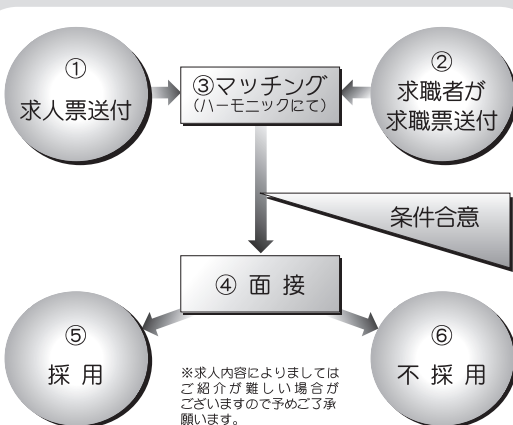
歯科医師 衛生士 助手 技工士

優秀な人材をご紹介します

常勤、アルバイト、パートに関わらず人材採用のお手伝いをさせていただきます。弊社にて事前に面接済の求職者の中からご希望の条件と合う方を探し、ご紹介致します。



ホームページ <http://harmonic-net.co.jp/index.html>



お気軽にお電話下さい

24時間受付

株式会社 **ハーモニック**
(和田精密グループ)

フリーコール 1-11-1111
TEL 0800-1114510
FAX 06-6393-3232

e-mail: osigoto@teeth.co.jp

担当: 下田

532-0002 大阪府淀川区東三国1丁目12-15 辻本ビル7F

有料職業紹介業 27-ユ-300406
一般労働者派遣業 般-27-06-0054